

国際日本文化研究センター学術奨励賞規程

〔 令和 5 (2023) 年 5 月 1 1 日 制 定 〕

(目的)

第 1 条 国際日本文化研究センター（以下「日文研」という。）は、日本研究の国際化と総合化を担う海外の若手研究者の育成を目指し、日文研学術奨励賞（以下、「学術奨励賞」という。）を創設する。学術奨励賞は、国際的視野に立つ優れた日本研究を顕彰するとともに、その将来の発展のために助成し次世代の日本研究者を育成することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 日文研と学術交流協定を締結している海外の機関又は「国際日本研究」コンソーシアム海外会員機関が推薦する博士後期課程の学生とし、次の各号全てを満たす者とする。

- （1）人文科学及び社会科学の分野における日本研究の国際化・総合化を志向し、日本の歴史・社会・文化の多文化性・多元性を探求する博士論文の執筆を目的とする者
 - （2）推薦時に日本国内の別の機関に在籍、所属していない者
 - （3）採択年度内に来日し帰国できる者
- 2 候補者の推薦は、各機関から 1 名に限るものとし、各機関の長又は学部若しくは研究科の長を推薦者とし、所長に推薦する。

(応募)

第 3 条 応募に関する事項は、推薦要項に定める。

(選考委員会)

第 4 条 受賞対象者の選考を行うため、国際日本文化研究センター学術奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - （1）副所長
 - （2）国際研究推進部長
 - （3）国際交流部会長
 - （4）その他所長が指名する所内外の者
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。
- 6 委員長が必要と認めたときは、第 2 項に規定する委員以外の者を出席させ、意見を聴く

ことができる。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

8 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 委員長は、審議の公平さに疑念を生じさせる利害関係があると委員会が判断したときは、当該委員を選考に加えないことができる。

10 委員会の議事は、全員の合議で決定するものとし、合意に至らなかったときは、委員長の決するところによる。

11 選考に関する基準等は、委員会が別に定める。

(受賞者の決定)

第5条 所長は、委員会の選考に基づき、受賞者を決定する。

2 受賞者は、原則として毎年度3名程度とする。

(受諾の確認等)

第6条 所長は、第5条第1項の規定により決定した受賞者に、学術奨励賞の受諾の確認を行う。

2 選考の結果は、受賞者を推薦した機関に対し通知するものとする。

(学術奨励賞の授与及び報告会)

第7条 学術奨励賞の授与は、所長が受賞者に対し賞状及び副賞を贈呈する。

2 受賞者は、帰国前に日文研主催の報告会を実施する。

(事務)

第8条 学術奨励賞に関する事務は、国際研究推進部研究協力課が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学術奨励賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5(2023)年5月11日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第7項の規定にかかわらず、令和7(2025)年3月31日までとする。